

3-(4). ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況 (2点又は1点)

※判断基準が変わりました。



判断方針	◆ ドライバーの時間外労働時間の更なる時間短縮に向けた取り組みについて評価します。
判断基準	<p>◆ 配点2点のうち、下記基準により2点又は1点を付与します。</p> <p>【2点付与とするもの】 ドライバーの時間外労働時間について、2026年7月1日現在有効な36協定届にて、1年の時間外労働時間数が880時間以下である届出が確認できること。…(ア)</p> <p>【1点付与とするもの】 ※2026年度の申請に限る判断基準 ドライバーの時間外労働時間について、2026年7月1日現在有効な36協定届にて、1年の時間外労働時間数が、前回届出の時間数を下回っていること。…(イ)</p> <p>※両方の判断基準を満たしていても3点付与とはなりません。</p>

提出書類例

【2点付与および1点付与】について以下が記載された36協定届を添付してください。

●確認事項及び記載内容

項 目		記載内容
①	事業の種類	一般貨物自動車運送（トラック）であること
②	事業の名称	事業者名、事業所名（本社の場合はその旨付記）
③	事業の所在地（電話番号）	営業所の住所、電話番号
④	協定の有効期間	2026年7月1日が期間に入っていること
⑤	業務の種類	自動車運転者又はこれに類する業務種類の記載があること
⑥	法定労働時間を超える時間数	1年の法定労働時間を超える時間数が（ア）880時間以下、または（イ）前回届出の時間数を下回っていること。
⑦	協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名	労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名
⑧	使用者の職名、氏名	使用者の職名、氏名
⑨	提出日	2025年7月2日～2026年7月1日の間の日付であること（基準日2026年7月1日現在で有効であること）
⑩	労働基準監督署長殿	労働基準監督署の名称
⑪	受付印	労働基準監督署の受付印

※1点付与の場合は、直近届出、及び前回届出の2回分の36協定届を添付してください。

●直近届出とは……有効期間に2026年7月1日を含んだ36協定届

●前回届出とは……有効期間に2025年7月1日を含んだ36協定届

<注意事項>

- ・電子申請も対象となりますが、表の①-⑪の情報が確認できる書類を添付してください。
- ・自社が本社のみで営業所がない場合は、提出書類に、「自社は本社のみであること」を自認（手書き可）してください。
- ・「労働者数」の「自動車運転者」と選任運転者の人数が著しく異なる場合は加点とならない場合があります。
例：選任運転者 30 人に対し、36 協定届の人数が 3 人のみ
- ・協定書において複数の営業所の記載がある場合、申請営業所の時間数をマーカー等で付してください。
- ・「事業の種類」が「一般貨物自動車運送（トラック）」となっていない場合は、「一般貨物自動車運送を含む」と記入（手書き可）してください。
- ・様式が「9号の3の4」または「9号の3の5」でなくとも問題ありませんが、必要な記載事項は確認できるようにしてください。
- ・業務の種類について、他の業務を兼任しているため「自動車運転者（トラック）」として記載がない場合は、提出書類に「自動車運転者（トラック）を含む」と記入（手書き可）してください。
※トラック運転者が含まれることが確認できなければ、加点とならない場合があります。
- ・変形労働時間制に係る届出等書類は必要ありません。36 協定届を提出してください。
- ・使用者や労働者の代表者が、申請事業所の役職員名簿に記載されている必要はありません。
- ・特別条項（様式9号3の5）の場合は、必ず2枚セットで提出してください。
※1枚目、2枚目両方の添付がない場合は加点となりません。
- ・提出書類が不鮮明で、時間数等の確認ができない場合は加点とならない場合があります。
- ・判断基準の【1点付与とするもの】（P.57 参照）については、2026年度の申請に限る判断基準です。

対象外

- 判断基準に当てはまらない時間数の36協定
- 業務の種類が、自動車運転者（トラック）又はこれに類する業務と読みとれないもの（自認がない場合も含む）
- 【1点付与】とするもので、前回届出の36協定届が2025年7月1日を含んでいないもの